

期末未払賞与と「損金経理」

Aさん

期末に従業員賞与を未払で計上したいと思っているのですが、認められますか？



期末までに、すべての従業員に対して、各人別の支給額を個別に通知しなければならないということですね？

③の要件の中に、「**損金経理**」という用語がありますが、これは何を意味しますか？

他にも、「**損金経理**」を要件としている項目はありますか？

「**損金経理**」の定義の中で、**確定した決算**という表現がありましたが、**確定した決算**に基づく企業利益と課税所得とは、どのような関係性がありますか？

「**決算調整**」とは、特定の項目について、税法の側が経理上の調整を誘導しているということですか？

税理士のJunさん

従業員に対する**期末未払賞与**が認められるためには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります(法人税法施行令第72の3条第1項第二号)

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に通知していること
- ② ①の通知をした金額を、通知したすべての使用人に対し、通知をした日の属する事業年度の期末の翌日から1か月以内に支払っていること
- ③ その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において「**損金経理**」をしていること

(注)税法上は、役員は対象外という意味で、使用人という用語が使われています。

そういうことです。なお、法人が支給日に在職する従業員のみ賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、①の通知に該当しません(法人税基本通達9-2-43)。給与規定や就業規則等を見直して、未払計上した賞与支給額が、賞与の対象者で支給日より前に退職した従業員にも支払われることになっていることを確認してください。

「**損金経理**」とは、「法人がその**確定した決算**において費用又は損失として経理することをいう。」(法人税法第2条第1項第二十五号)と規定されています。

従業員に対する**期末未払賞与**が認められるためには、**確定した決算**において費用又は損失として**経理**し、それが決算報告書の損益計算書に反映されていなければならないということです。

例えば、減価償却費の計上、貸倒引当金の繰入などは、法人の経理上行うことが要求されております。これらも、「**損金経理**」を要件としています。



法人税の確定申告は、法人の**確定した決算**に基づいて行われることになっています。

課税所得は、**確定した決算**に基づく企業利益に税法上の固有の調整を加えて算出されます。

「**損金経理**」を要件としている項目について、法人の**確定した決算**において経理上の調整を行うことを「**決算調整**」と言います。それに対し、企業利益が確定した後に、これを基にして課税所得を計算する上で申告上の調整を行わざるを得ないものを「**申告調整**」と呼んでいます。

そうです。企業利益の計算の過程で税法の考えている事項を織り込んでもらい、企業利益の計算と課税所得の計算とを一致させることができる部分はできるだけ一致させるという考え方がとられています。